

○総務省令第九十六号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十六日

総務大臣 山本 早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の二の六第二号を次のように改める。

二 地上基幹放送局であつて、次に掲げるもの

(1) 受信障害対策中継放送（超短波放送（デジタル放送を除く。）に係るものに限る。）を行うものであつて、空中線電力が〇・二五ワット以下のもの

(2) 四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送を行うものであつて、

空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表二の項中「A三E電波を使用するもの、テレビジョン放送を行うものにあつては二の二の項」を、「A三E電波を使用するもの並びに二の二の項及び六の項(一)」に改め、同表二の二の項中「七七〇MHz」を「七一〇MHz」に改め、同表六の項を次のように改める。

| 六 次に掲げる送信設備 | 五〇 | 五〇 |
|--|----|----|
| (一) 七六MHzを超え九五MHz以下の周波数の電波を使用する受信障害対策中継放送 (超短波放送(デジタル放送を除く。))に係るものに限る。)を行う地上基幹放送局の送信設備であつて、空中線電力が〇・二五ワット以下のもの | | |
| (二) 一七〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備 (第四十九条の三十において無線設備の条件が定められている無線局の送信 | | |

設備に限る。)

- (三) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、第四十九条の十六の二(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局(第四十九条の十六(一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第四十九条の十六の二(一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))において無線設備の条件が定められているものを除く。)の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十六の項及び十七の項に掲げるもの

を除く。)

第十四条第二項中「七七〇MHz」を「七一〇MHz」に改める。

第三十六条の三第一項中「別図第二号」を「別図第一号の三」に改める。

第三十七条を第三十六条の八とし、同条の次に次の一条を加える。

(搬送波の変調波スペクトル)

第三十七条 受信障害対策中継放送を行うための送信装置の搬送波の変調波スペクトルは、別図第二号に示す許容値の範囲内になければならない。

第三十七条の二十七の二十二第三項中「であつて」の下に「、五四MHzを超え六八MHz以下、一六二・〇五MHzを超え一六九MHz以下」を加える。

第五十七条の三ただし書及び第五十七条の三の二第一項ただし書中「ただし」の下に「、放送番組中継を行う固定局」を加える。

別表第一号の表5の項中「注18、19、20」を「注18、19、20、31」に改め、同表6の項中「注18、20、22、44」を「注18、20、22、31、44」に改め、同表注23中「注31(8)」を「注31(7)」に改め、同表注

31 (7)イ中ウを(エ)とし、(イ)をウとし、(ア)をイとし、同イに(ア)として次のように加える。

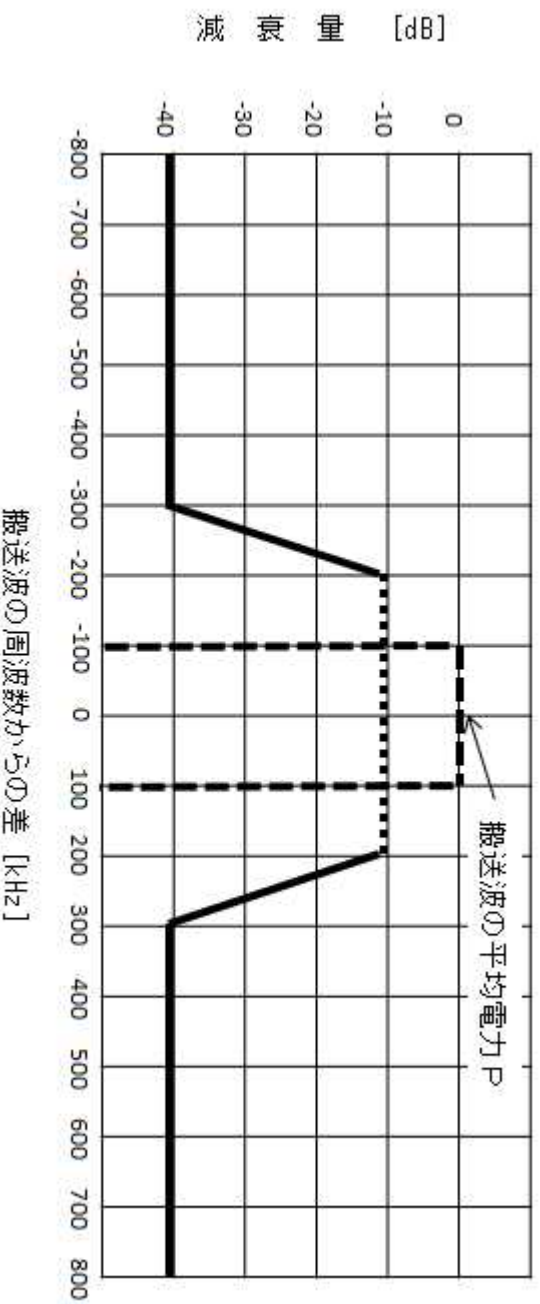
(ア) 54MHz を超え 68MHz 以下又は 162.05MHz を超え 169MHz 以下の周波数の電波を使用するものうち、デジタル方式のもの 10(10⁻⁶)

別表第二号第10の2中(4)を(5)とし、(1)から(3)までを(2)から(4)までとし、同2に(1)として次のように加える。

(1) 54MHz を超え 68MHz 以下又は 162.05MHz を超え 169MHz 以下の周波数の電波を使用するものうち、デジタル方式のもの 96kHz

別図第二号を別図第一号の三とし、同図の次に次の一図を加える。

別図第二号 (第 37 条関係)



| 搬送波の周波数からの差の絶対値 ($ \Delta f $ [kHz]) | 平均電力 P からの減衰量 |
|--|--|
| 200kHz 以上 300kHz 未満 | $0.3 \times \Delta f - 50\text{dB}$ 以上 |
| 300kHz 以上 | 40dB 以上 |

注 搬送波の変調波スペクトルの許容値は、再送信を行う搬送波の平均電力 P の際の入力信号 A 及

び搬送波の周波数から 200kHz 以上離れた周波数の電波の信号（当該入力信号 A と同一レベルのものに限る。）が受信装置に入力された場合は、この表の値とする。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五十七号及び第五十七号の二中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同項第五十七号の三の次に次の一号を加える。

五十七の四 設備規則第三十五条から第三十七条の二までにおいてその無線設備の条件が定められている超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備（受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・二五ワット以下のもの

「
条二第

「
条二第
条二第

| | | | | | |
|--|---|---|---|---|-----------------|
| | ○ | ○ | ○ | ○ | 備設線無の三の号七十五第項一第 |
|--|---|---|---|---|-----------------|

| | | | | | |
|--|---|---|---|---|-----------------|
| | ○ | ○ | ○ | ○ | 備設線無の三の号七十五第項一第 |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | 備設線無の四の号七十五第項一第 |

別表第一号一(3)アの表中

| | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | ○ | | | ○ | | | | | | | | |
|--|---|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|

を

| | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | ○ | | | ○ | | | | | | | | |
| | ○ | | | | | | | | | | | |

に改め、同表の注ウ中「又は第五十七号の三」を「第

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

」

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

」

五十七号の三又は第五十七号の四」に改め、「設備規則」の下に「第三十七条、」を加える。

別表第二号第六中「又は第57号の2」を、「、第57号の2又は第57号の4」に改め、同第六の表注1

中「1の欄は」の次に、「超短波放送標準方式」、「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送標準

「F 8 E 1 W

「X 7 W 0.1 W (固定減衰器使用、0.05 W)

F 8 E 0.001

方式」を加え、同表注2中

を

X 7 W 0.001 Wから 0.05 Wまで (可変減衰器使用) 」 X 7 W 0.1 W

X 7 W 0.001

(固定減衰器使用、0.25 W)

Wから 0.25 Wまで (可変減衰器使用)

に始め、同表注3中「2の(2)の欄は、」の次に「F 8 E

(固定減衰器使用、0.05 W)

Wから 0.05 Wまで (可変減衰器使用) 」

76.1MHzから 94.9MHzまで」又は」を加え、同表注1を次のように始める。

7 3の(1)の欄は、受信周波数が 470MHz 未満の場合は 6 d B 低下の幅を、470MHz 以上の場合は

3 d B 低下の幅を記載すること。また、2以上の受信機を有する場合は、各受信機の通過帯域幅

を記載すること。

別表第二号第六の表注10を次のように改める。

10 4の(2)の欄は、相対利得で表示すること。ただし、中波放送の周波数の電波を受信するものにあつては、短小垂直空中線に対する利得(dB)を記載すること。

別表第二号第六の表注12(1)中「設備規則」を「第2条第1項第57号又は第57号の2に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合は、設備規則」に改め、同注12(2)中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同注12に次のように加える。

(3) 第2条第1項第57号の4に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合は、設備規則別図第2号において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差の絶対値が200kHz以上300kHz未満及び300kHz以上における平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。

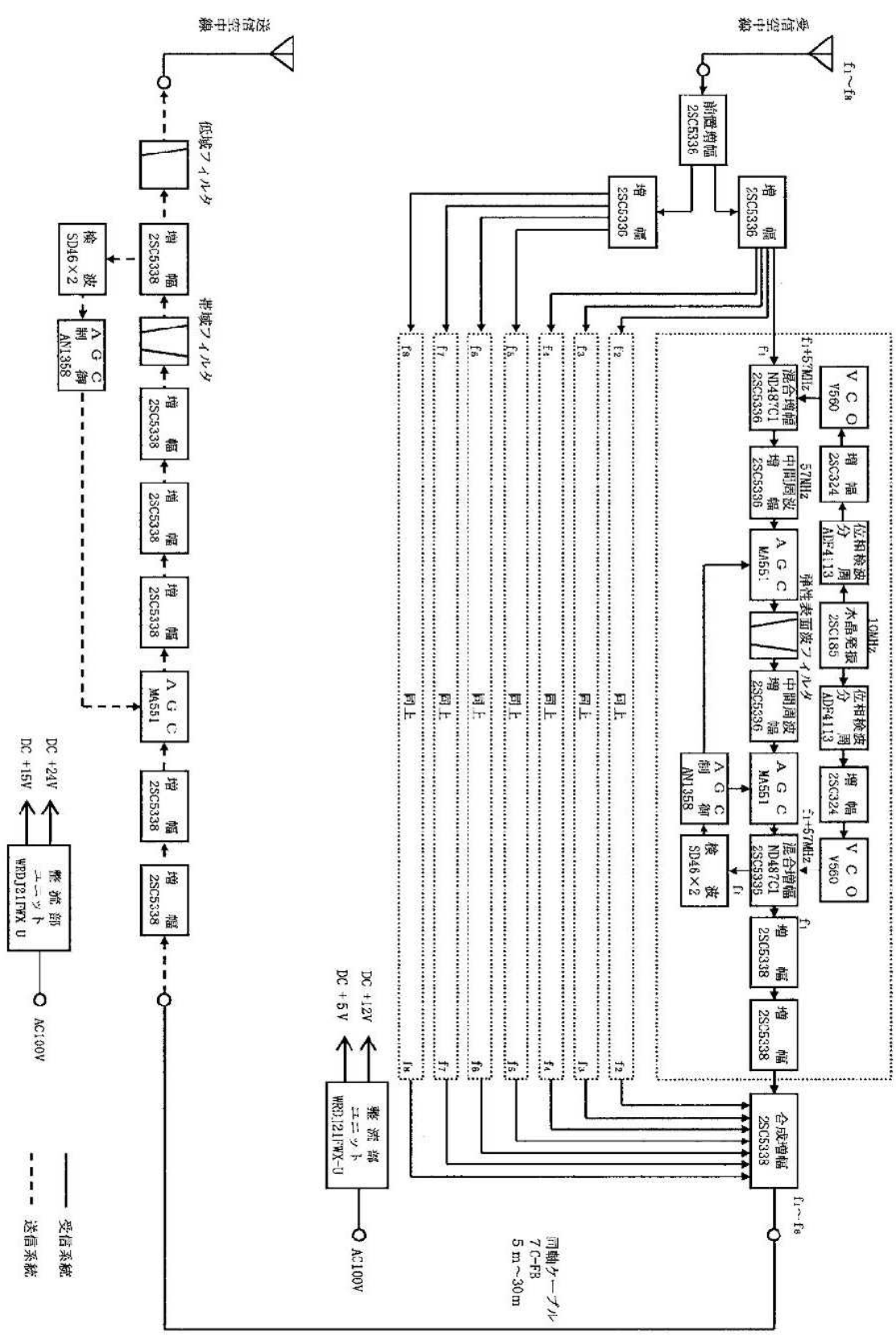
別表第二号第六の表注13(1)を次のように改める。

(1) 7の欄の(1)の図面は、当該無線設備を構成する受信空中線から送信空中線までの範囲について、送信装置及び受信装置の系統、各系統の用途及び周波数並びに送信装置、受信装置及び空中線の接続系統を記載すること。ただし、第2条第1項第57号の2に規定する地上基幹放送局に使用す

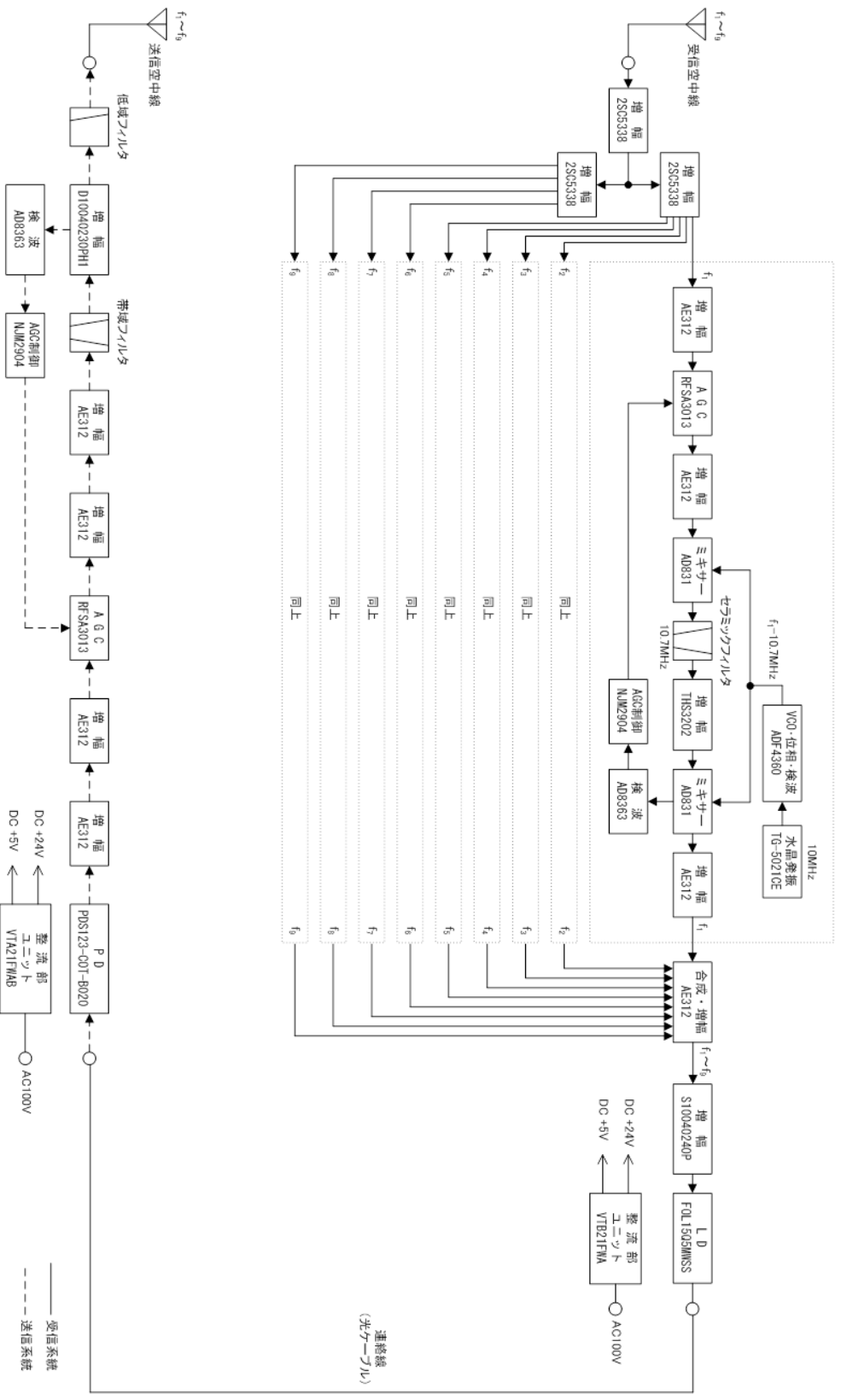
るための無線設備の場合は、当該無線設備と接続する設備規則第 37 条の 27 の 10 の 2 に規定する有線テレビジョン放送施設等に限りに記載を要しない。

(記載例)

ア 第 2 条第 1 項第 57 号又は第 57 号の 2 に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合



イ 第2条第1項第57号の4に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合



様式第七号注4中

第2条第1項第57号の3に掲げる無線設備

DS

を

| | |
|----------------------|----|
| 第2条第1項第57号の3に掲げる無線設備 | DS |
| 第2条第1項第57号の4に掲げる無線設備 | GF |

に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。